

③ 休業要請を行う場合には補償もセット（補償なくして自粛なし）であることを明確にすること。

- 補償については、休業要請に伴う影響は事業者によって千差万別であり、事業者ごとの休業損失がいくらかを算定し、それに基づき補償する、といった考え方の給付を行うことは極めて困難です。
- その上で、多くの事業者が極めて厳しい状況にあると認識しており、第1次補正予算を含む緊急経済対策及び第2次補正予算により、名称の問題ではなく、実体上の補償を行っています。